

資金の種類		内容	貸付限度額 *( )は貸付け上限額の目安	連帯保証人 貸付利子	据置期間	償還期間 *( )は目安	対象世帯
2 福祉資金 〔統合〕	(1)福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用。	5,800,000円以内	(連帯保証人有り)無利子 (連帯保証人無し)年1.5%	貸付けの日 から6月以内	据置期間経過後 20年以内	
		① 生業を営むために必要な経費	(4,600,000円)			(20年以内)	低所得者 生活保護世帯 障がい者
		② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間6月程度 (1,300,000円) 期間1年程度 (2,200,000円) 期間2年程度 (4,000,000円) 期間3年程度 (5,800,000円)			(8年以内) (8年以内) (8年以内) (8年以内)	
		③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(2,500,000円)			(7年以内)	高齢者(※1)
		④ 福祉用具等の購入に必要な経費	(1,700,000円)			(8年以内)	障がい者 高齢者(※1)
		⑤ 障害者用自家用車の購入に必要な経費	(2,500,000円)			(8年以内)	障がい者
		⑥ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	(5,136,000円)			(10年以内)	所得者 生活保護世帯 障がい者
		⑦ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養機関中の生計を維持するために必要な経費	期間1年以下 (1,700,000円) 期間1年超1年6ヶ月以内 (2,300,000円)			(5年以内) (5年以内)	低所得者 高齢者(※1)
		⑧ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間1年以下 (1,700,000円) 期間1年超1年6ヶ月以内 (2,300,000円)			(5年以内) (5年以内)	所得者 障がい者 高齢者(※1)
		⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(1,500,000円)			(7年以内)	低所得者 生活保護世帯
		⑩ 冠婚葬祭に必要な経費	(500,000円)			(3年以内)	低所得者 生活保護世帯 障がい者
		⑪ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(500,000円)			(3年以内)	
		⑫ 就職、技能を習得等の支度に必要な経費	(500,000円)			(3年以内)	
		⑬ その他、日常生活上一時的に必要な経費	(500,000円)			(3年以内)	
(2)緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		100,000円以内	連帯保証人不要 無利子	貸付けの日 から2月以内	据置期間経過後 8月以内	低所得世帯
		ア 医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要な時					
		イ 給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき					
		ウ 災害等の被災によって生活費が必要なとき					
		エ その他、これらと同等のやむを得ない事由による時					

高齢者(※1) 日常生活上療養又は介護を要する高齢者のいる世帯